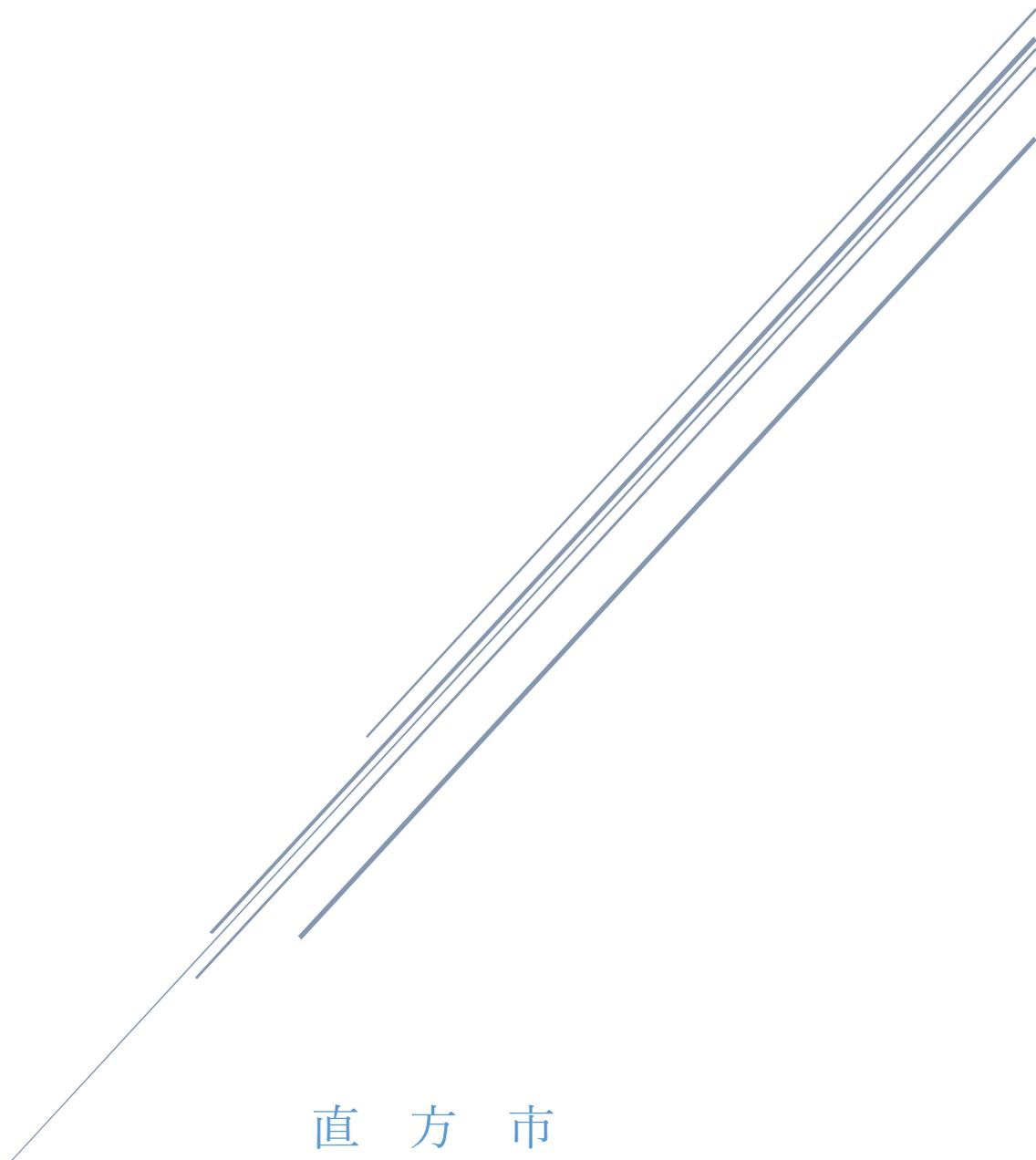


第 11 期

# 直方市分別収集計画



直 方 市  
令和 7 年 8 月



## 直方市分別収集計画

### 1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。

そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市の廃棄物処理は、平成 9 年(1997 年)に不燃物埋立地を閉鎖、平成 11 年(1999 年)には清掃工場(ごみ焼却施設)を閉鎖し、以後は一般廃棄物の処理を北九州市に委託している。

このような現状の中で、本市が設置する直方市可燃物中継所は平成 13 年(2001 年)の稼働開始から 24 年が経過し、抜本的な更新が必要な時期を迎えている。

施設の更新には、循環型社会形成推進交付金の活用が必須であり、本市にとっても重要な財源となる。

この循環型社会形成推進交付金は、令和 4 年(2022 年)のプラスチック資源循環促進法の施行に伴い、プラスチックごみの分別収集・リサイクルが交付要件とされたため、交付金を受けて施設の整備を行う市町村にとって、プラスチック資源循環法への対応(製品プラスチックの分別収集及びリサイクル)が必須となっている。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という)第 8 条に基づいて、一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び、地域における容器包装廃棄物の 4R(リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル)を推進することで、もって最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、また、これを公表することにより、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物や製品プラスチックの 4R を推進することによって、廃棄物の減量、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものとする。

なお、本計画ではプラスチック資源循環法に基づく製品プラスチックの分別収集及びリサイクルは含めていない。

本計画は令和 10 年度(2028 年)に見直しを行うものであるため、同じく令和 10 年度に目標年度を迎える「直方市ごみ処理基本計画」の次期計画と合わせて、施設の更新計画や予算措置等を含めた長期的視点から対応を検討するものとする。

## 2. 基本的方向性

本計画を実施するにあたって、基本的方向性は以下のとおりとする。

- ・ 容器包装廃棄物の発生の抑制、再使用、再資源化を基本とした地域社会づくり
- ・ 廃棄物循環型社会への転換及びその構築
- ・ すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減
- ・ 市民の理解と協力を得るための環境学習の充実

## 3. 計画期間

本計画の計画期間は令和 8 年 4 月から 5 年間とし、令和 10 年度に見直しを行う。

## 4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙容器、ダンボール製容器、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装(以下、「容リプラ」という。)を対象とする。

## 5. 計画期間中の容器包装廃棄物の排出量の推計

(法第 8 条第 2 項第 1 号)

### 5-1. 人口変動率

推計の際の人口変動率は、次のとおり設定した。

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
54,436 人 (対前年度比)	54,098 人 (対前年度比)	53,759 人 (対前年度比)	53,421 人 (対前年度比)	53,083 人 (対前年度比)
99.38%	99.38%	99.38%	99.38%	99.38%

### 5-2. 有料指定ごみ袋で排出される「もやせるごみ」と「カン・ビン」の量の推計

過去 5 年間の家庭系「もやせるごみ」と「カン・ビン」の排出実績は次のとおりである。

(単位:トン)

ごみ量の実績	家庭系ごみ(実績値)				
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
もやせるごみ	11,732	11,770	11,643	11,154	10,812
カン・ビン	267	257	252	239	219

このことから、令和 8 年度から令和 12 年度に排出される家庭系の「もやせるごみ」と「カン・ビン」の 5 年間の平均値を次のように推計する。

(単位:トン)

ごみ量の推計	排出推定値(増減率を加味した R8 から R12 の平均値)					
	令和 7 年度 (現行年度)	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
もやせるごみ	10,685	10,440	10,194	9,949	9,703	9,457
カンビン	213	201	190	178	167	156

以上により、令和 8 年度から令和 12 年度の 5 年間に排出される「もやせるごみ」と「カン・ビン」は、年平均値で「もやせるごみ」が 9,949 トン、「カン・ビン」が 178 トンとして推計する。

### 5-3. 「もやせるごみ」の組成データ

直方市可燃物中継所機能検査データから、ごみの組成データ(%)は次のとおりである。

年度平均/項目	紙類	布類	ビニール 合成樹脂 ゴム類	木・竹 ・わら類	厨芥類	不燃物	その他
令和 4 年度平均	43.8	3.8	32.7	4.5	13.2	1.6	0.5
令和 5 年度平均	40.0	9.7	29.1	6.0	12.3	0.8	2.2
令和 6 年度平均	34.3	7.6	45.3	3.1	12.0	4.8	0.4
過去 3 年間の平均	<u>39.4</u>	7.0	<u>35.7</u>	4.5	12.5	2.4	1.0

### 5-4. 「もやせるごみ」(有料指定ごみ袋)に含まれる分別対象の紙類と容リプラの割合 横浜市のごみ組成(詳細)データ(R1-R5)から分別対象は次のとおりである。

年度/項目	ごみ全体に占める 紙類の割合	うち分別対象となる 古紙の割合	紙類中の分別対象の 古紙の割合
R1-R5 平均	28.18%	10.02%	<u>35.56%</u>

年度/項目	ごみ全体に占 めるプラスチ ック類の割合	うち分別対象 ペットボトル の割合	うち分別対象 容リプラの割 合	プラスチック 類中のペット ボトルの割合	プラスチック 類中の容リプ ラの割合
R1-R5 平均	12.28%	0.10%	5.30%	<u>0.81%</u>	<u>43.16%</u>

### 5-5.本市の「もやせるごみ」に含まれる紙類と容リプラの推計

分別の対象となる古紙については、推計した「もやせるごみ」の量に、本市のごみ組成の紙類の割合を乗じた後、紙類中の分別対象となる古紙の割合を乗じて推計する。

年度／項目	もやせるごみの年平均推定排出量	本市のもやせるごみに占める紙類の割合	紙類中の分別対象古紙の割合	もやせるごみ中の分別対象古紙の推定量
令和8年度から 令和12年度まで	9,949t	39.4%	35.6%	1,394t

分別の対象となるペットボトルと容リプラについては、推計した「もやせるごみ」の量に、本市のごみ組成のビニール、合成樹脂、ゴム類の割合を乗じた後、プラスチック類中の分別対象となるペットボトルと容リプラの割合を乗じて推計する。

(ペットボトル)

年度／項目	もやせるごみの年平均推定排出量	本市のもやせるごみに占めるビニール、合成樹脂、ゴム類の割合	プラスチック類中の分別対象ペットボトルの割合	もやせるごみ中の分別対象ペットボトルの推定量
令和8年度から 令和12年度まで	9,949t	35.70%	0.81%	29t

(容リプラ)

年度／項目	もやせるごみの年平均推定排出量	本市のもやせるごみに占めるビニール、合成樹脂、ゴム類の割合	プラスチック類中の分別対象容リプラの割合	もやせるごみ中の分別対象容リプラの推定量
令和8年度から 令和12年度まで	9,949t	35.70%	43.16%	1,533t

### 5-6.「カン・ビン」(有料指定ごみ袋)中の破袋処理後の組成割合

「カン・ビン」の破袋処理後の組成割合は次のとおりである。

令和6年度 平均	アルミ缶	スチール缶	茶色ビン	透明ビン	他色ビン
	15.18%	6.67%	30.86%	20.69%	11.85%
	金属類雑カン	スプレー缶	可燃性混入物	不燃性残渣	水分等差異
	2.46%	0.65%	2.62%	4.87%	4.15%

### 5-7. 「カン・ビン」中の分別対象となる缶類とびん類の推定

(缶類)

年度/項目	カン・ビンの 年平均推定排出量	本市のカン・ビン に占めるアルミ缶 の割合	本市のカン・ビン に占めるスチール 缶の割合	カン・ビン中の分 別対象となる缶類 の推定量
令和8年度から 令和12年度まで	178t	15.18%	6.67%	39t

(びん類)

年度/項目	カン・ビンの 年平均 推定排出量	本市のカン・ ビンに占める 茶色ビンの 割合	本市のカン・ ビンに占める 透明ビンの 割合	本市のカン・ ビンに占める 他色ビンの 割合	カン・ビン中 の分別対象と なるびん類の 推定量
令和8年度から 令和12年度まで	178t	30.86%	20.69%	11.85%	113t

### 5-8. 拠点資源回収場所の回収量

拠点資源回収場所で回収した分別対象となる容器包装廃棄物の量(トン)は、次のとおりであり、平均の年間増減量は以下のようなになる。

(単位:トン)

年度/項目	缶類	びん類	ペットボトル	容リプラ	ダンボール	紙パック
令和2年度	17.99	44.15	21.59	43.92	45.00	9.53
令和3年度	22.68	44.96	25.33	50.03	53.65	9.28
令和4年度	20.47	52.70	29.34	55.84	48.74	8.33
令和5年度	20.10	58.16	34.69	63.33	43.62	7.91
令和6年度	20.81	64.87	39.71	66.43	38.51	8.04
年平均増減	0.60	4.10	3.60	4.50	-1.30	-0.30

年平均増減の量を令和7年度以降に適用すると次のとおりとなる。

(単位:トン)

年度/項目	缶類	びん類	ペットボトル	容リプラ	ダンボール	紙パック	計
令和7年度	21.41	68.97	43.31	70.93	37.21	7.74	250
令和8年度	22.01	73.07	46.91	75.43	35.91	7.44	261
令和9年度	22.61	77.17	50.51	79.93	34.61	7.14	272
令和10年度	23.21	81.27	54.11	84.43	33.31	6.84	283
令和11年度	23.81	85.37	57.71	88.93	32.01	6.54	294
令和12年度	24.41	89.47	61.31	93.43	30.71	6.24	306

5-9. 「もやせるごみ」、「カン・ビン」、拠点資源回収場所の回収資源に含まれる容器包装廃棄物の量(トン)の推定

以上の容器包装廃棄物の合計量を推計すると以下のようになる。

(単位:トン)

年度/項目	もやせるごみ			カン・ビン		拠点資源 回収場所 回収量	分別対象 物総合計
	紙類 (古紙)	ペットボトル	容リプラ	缶類	びん類		
令和8年度	1,394	29	1,533	39	113	261	3,369
令和9年度	1,394	29	1,533	39	113	272	3,380
令和10年度	1,394	29	1,533	39	113	283	3,391
令和11年度	1,394	29	1,533	39	113	294	3,402
令和12年度	1,394	29	1,533	39	113	306	3,414

5-10. 人口増減率による補正

5-9で推計した容器包装廃棄物の量に人口増減率による補正を適用する。

項目/年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物の 排出量の見込量	3,369t	3,380t	3,391t	3,402t	3,414t
人口増減率	99.38%	99.38%	99.38%	99.38%	99.38%
人口増減率補正後の 排出量の見込量	3,348t	3,359t	3,370t	3,381t	3,392t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

また、市民と事業者との対話や普及啓発活動を促進し、容器包装廃棄物の4Rを推進する。

①環境教育、啓発活動の継続・充実

学校等や地域社会の場における環境教育、リサイクルの取組みやごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、ごみ処理に要する経費の増加等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。

さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果並びに温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、ごみの適切な出し方等に関する啓発活動に積極的に取り組む。

②過剰包装の抑制

簡易包装の協力店との地域協定など、小売店での包装の簡素化を推進する。

③販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋(マイバッグ)の持参の徹底等の普及、啓発を活用した関係者の連携を行い、小売店での容器包装の使用を削減する。

④再生資源を原材料とした製品の積極的な利用、販売を促進する。

⑤「プラスチック・スマート」キャンペーンへの登録

不必要なワンウェイ(使い捨て)プラスチックの排出抑制の取組等を実施し、環境省が開発する「プラスチック・スマート」キャンペーンに登録することにより“プラスチックとの賢い付き合い方”について、内外に発信する。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が有する収集機材、ストックヤード施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		缶類
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	びん類
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		雑古紙
主としてダンボール製の容器		ダンボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		雑古紙
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		プラスチック製容器包装

8.各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みについては、以下の方法により推計した。

①主としてスチール製の容器

スチール製の容器の回収実績は以下のとおりである。 (単位:トン)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
スチール製容器	43.17	45.82	40.42	40.13	37.72

経年変化に若干の減少傾向がみられるものの、人口との相関関係は認められない。  
このことから、過去5年間の平均値41トンをもって推計値とした。

②主としてアルミ製の容器

アルミ製の容器の回収実績は以下のとおりである。 (単位:トン)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
アルミ製容器	24.06	25.54	22.63	22.4	36.00

令和6年度に急激に増加したことから、令和7年度に37トン、年間増加量を1.00トンとして推計値とした。

③無色のガラス製容器

無色のガラス製の容器の回収実績は以下のとおりである。 (単位:トン)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
無色のガラス製容器	77.35	75.72	78.97	73.32	71.36

過去3年間は減少傾向がみられるものの、人口との相関関係は認められない。  
このことから、過去5年間の平均値75トンをもって推計値とした。

④茶色のガラス製容器

茶色のガラス製の容器の回収実績は以下のとおりである。 (単位:トン)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
茶色のガラス製容器	66.57	65.81	72.11	67.81	64.42

過去3年間は減少傾向がみられるものの、人口との相関関係は認められない。  
このことから、過去5年間の平均値67トンをもって推計値とした。

⑤その他のガラス製容器

その他のガラス製の容器の回収実績は以下のとおりである。 (単位:トン)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
その他のガラス製容器	34.07	32.68	31.66	31.48	30.97

若干の減少傾向がみられるものの、過去3年間はほぼ安定している。

このことから、過去5年間の平均値32トンをもって推計値とした。

⑥主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの

(原材料としてアルミニウムが使用されているものを除く。)

飲料用紙製容器の回収実績は以下のとおりである。 (単位:トン)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
飲料用紙製容器	2.19	2.3	2.1	1.97	1.99

若干の減少傾向がみられるものの、過去3年間はほぼ安定している。

このことから、過去5年間の平均値2トンをもって推計値とした。

⑦主としてダンボール製の容器

ダンボール製の容器の回収実績は以下のとおりである。 (単位:トン)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ダンボール製の容器	45.00	53.65	47.84	43.87	38.51

減少傾向となっている。しかしながら、近年、零細な資源回収事業者の廃業があり、従来、地域の集団回収で回収されていたダンボール製の容器が、本市の拠点回収場所に持ち込まれるケースを想定せざるを得ない状況となっている。

このことから、過去5年間の平均値46トンをもって推計値とした。

⑧主として紙製の容器包装であって⑥及び⑦以外のもの

⑥及び⑦以外の紙製の容器包装の回収実績は以下のとおりである。 (単位:トン)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
⑥及び⑦以外の紙製の容器包装	9.53	9.28	8.33	7.91	8.04

若干の減少傾向がみられるものの、過去3年間はほぼ安定している。

このことから、過去5年間の平均値9トンをもって推計値とした。

⑨主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器

ポリエチレンテレフタレート製の容器の回収実績は以下のとおりである。（単位：トン）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ポリエチレンテレフタレート製容器	87.17	68.52	74.31	102.65	107.63

近年増加傾向にあることから、令和7年度に112トン、年間増加量を4.00トンとして推計値とした。

⑩主としてプラスチック製の包装容器であって⑨以外のもの

⑨以外のプラスチック製の包装容器の回収実績は以下のとおりである。（単位：トン）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
⑨以外のプラスチック製の包装容器	146.35	113.04	119.08	160.43	162.11

過去2年で大きく増加し、人口との相関関係は認められない。

このことから、令和7年度に165トン、年間増加量を3.00トンとして推計値とした。

9.各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み（法第8条第2項第4号）

（缶類）

項目／年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
主として スチール製の容器	41.0t	41.0t	41.0t	41.0t	41.0t
主として アルミ製の容器	38.0t	39.0t	40.0t	41.0t	42.0t

（びん類）

項目／年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
無色の ガラス製容器	（合計） 75.0t	（合計） 75.0t	（合計） 75.0t	（合計） 75.0t	（合計） 75.0t
	（引渡り量） 75.0t	（引渡り量） 75.0t	（引渡り量） 75.0t	（引渡り量） 75.0t	（引渡り量） 75.0t
	（独自処理量） 0.0t	（独自処理量） 0.0t	（独自処理量） 0.0t	（独自処理量） 0.0t	（独自処理量） 0.0t
茶色の ガラス製容器	（合計） 67.0t	（合計） 67.0t	（合計） 67.0t	（合計） 67.0t	（合計） 67.0t
	（引渡り量） 67.0t	（引渡り量） 67.0t	（引渡り量） 67.0t	（引渡り量） 67.0t	（引渡り量） 67.0t

	(独自処理量) 0.0t	(独自処理量) 0.0t	(独自処理量) 0.0t	(独自処理量) 0.0t	(独自処理量) 0.0t
その他の ガラス製容器	(合計) 32.0t	(合計) 32.0t	(合計) 32.0t	(合計) 32.0t	(合計) 32.0t
	(引渡量) 32.0t	(引渡量) 32.0t	(引渡量) 32.0t	(引渡量) 32.0t	(引渡量) 32.0t
	(独自処理量) 0.0t	(独自処理量) 0.0t	(独自処理量) 0.0t	(独自処理量) 0.0t	(独自処理量) 0.0t

(紙類)

項目/年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
主として 紙製の容器であって 飲料を充てんするた めのもの(原材料と してアルミニウムが 使用されているもの を除く。)	2.0t	2.0t	2.0t	2.0t	2.0t
主として ダンボール製の容器	46.0t	46.0t	46.0t	46.0t	46.0t
主として 紙製の容器包装であ って上記以外のもの	(合計) 9.0t	(合計) 9.0t	(合計) 9.0t	(合計) 9.0t	(合計) 9.0t
	(引渡量) 0.0t	(引渡量) 0.0t	(引渡量) 0.0t	(引渡量) 0.0t	(引渡量) 0.0t
	(独自処理量) 9.0t	(独自処理量) 9.0t	(独自処理量) 9.0t	(独自処理量) 9.0t	(独自処理量) 9.0t

(プラスチック製の包装容器)

項目/年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
主として ポリエチレンテレフ タレート(PET)製の 容器であって飲料又 はしょうゆその他主 務大臣が定める商品 を充てんするための もの	(合計) 116.0t	(合計) 120.0t	(合計) 124.0t	(合計) 128.0t	(合計) 132.0t
	(引渡量) 0.0t	(引渡量) 0.0t	(引渡量) 0.0t	(引渡量) 0.0t	(引渡量) 0.0t
	(独自処理量) 116.0t	(独自処理量) 120.0t	(独自処理量) 124.0t	(独自処理量) 128.0t	(独自処理量) 132.0t
主として プラスチック製の包 装容器であって上記	(合計) 168.0t	(合計) 171.0t	(合計) 174.0t	(合計) 177.0t	(合計) 180.0t
	(引渡量) 168.0t	(引渡量) 0.0t	(引渡量) 0.0t	(引渡量) 0.0t	(引渡量) 0.0t

以外のもの(白色トレイを含む)	(独自処理量) 0.0t	(独自処理量) 171.0t	(独自処理量) 174.0t	(独自処理量) 177.0t	(独自処理量) 180.0t
-----------------	-----------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------

## 10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や市民団体による集団回収が行われているダンボール、缶類については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとし、本市は集積場所に回収設備を設置する際の準備金、集団回収に対する奨励金の交付等の施策により、これを支援するものとする。

### 分別収集の実施主体

容器包装廃棄物		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段階
金属	スチール製容器	缶類	直方市による定期収集及び 拠点回収、	直方市 民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類	住民団体による集団回収、 小売店の店頭による回収	直方市 民間業者
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙容器	雑古紙	直方市による拠点回収、 住民団体による集団回収、 小売店の店頭による回収	直方市 民間業者
	ダンボール	ダンボール		
	その他の紙製容器包装	雑古紙		
プラス チック	ペットボトル	ペットボトル	直方市による拠点回収、 小売店の店頭による回収	北九州市 民間業者
	その他のプラスチック製 容器包装 (白色トレイを含む。)	プラスチック製 容器包装		

## 11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

当分の間、現行の施設(直方市可燃物中継所、直方市不燃物中継所、拠点資源回収場所)を維持し、次のとおりとする。

缶類、及び、びん類については、資源リサイクル回収及び拠点資源回収場所の回収の終了後、直方市不燃物中継所に保管し、民間再生事業者により再商品化処理を委託する。

紙パック、ダンボール及び紙製容器包装については、拠点資源回収場所で保管し、民間再生事業者により再商品化処理を委託する。

また、ペットボトル、プラスチック製容器包装については、北九州市に中間処理業務を委託

しているため、資源リサイクル回収及び拠点回収場所の回収の終了後、北九州市へ運搬する。

### 11-1. 処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設

処理の段階	区 分	仕様(形状、形式、能力、数量等)
排出	集積場所	拠点資源回収場所、 資源物集積所 (ステーション数：600箇所)、 直方市内自治区公民館等(28箇所)
収集・運搬	収集車両	パッカー型収集車 多室型分別収集車
	中継輸送車両	パッカー型収集車 アームロール車 (オープンコンテナ・クローズコンテナ)
選別・保管	直方市不燃物中継所	
	拠点資源回収場所	

※資源物集積所のステーション数、自治区公民館等の数については、新增設の要望等により計画期間中に増加する場合がある。

### 11-2. 分別収集の用に供する施設等

分別収集する容器包装廃棄物の種類	分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶類	資源回収容器	パッカー車	不燃物中継所のストックヤード
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん類	プラスチック コンテナ	多室型分別 収集車	
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙容器	雑古紙	プラスチック コンテナ	パッカー車	
ダンボール製容器	ダンボール	無し		
その他の紙製容器包装	雑古紙	無し		
ペットボトル	ペットボトル	資源回収容器	パッカー車	
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製 容器包装	資源回収容器	パッカー車	直接搬出

### 11-3. 分別収集に必要な機材等

機材の種別	対象とする容器 包装廃棄物	機材等の仕様及び更新等の計画	管理 主体	参考欄(現有状況)
<b>【排出段階】</b>				
排出容器				
資源回収容器	a. 缶類 b. ペットボトル c. プラスチック製 容器包装	(仕様) 素材：メッシュ生地 (ポリエステル繊維防炎コーテ ィング) 組立て：折り畳み(ねじり折式) 形状：一辺 700mm 立方体	市	・新規集積場所、老朽 品、損傷品に対応する ため、計画的に年次購 入・更新を行う
プラスチック コンテナ (折り畳み式 コンテナボッ クス)	d. びん類 (無色、茶、その他 の色を三分別)	(仕様) 材質：ポリプロピレン製 外寸：530mm×366mm×325mm 組立て：折り畳み式	市	新規集積場所、損傷品 に対応するため、計画 的に年次購入・更新を 行う

なお、プラスチック資源循環法に基づく製品プラスチックの分別収集及びリサイクルへの対応を含めた抜本的な施設の整備計画については、令和 10 年度(2028 年)に行う本計画の見直し、及び、同じく令和 10 年度に目標年度を迎える「直方市ごみ処理基本計画」の次期計画と合わせて、長期的視点から分別収集の用に供する施設の整備を検討するものとする。

### 12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関する重要な事項

- ①市民と事業者との対話や普及啓発活動を促進し、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、本市の推進体制を整備する。  
また、自主的な地域 4R 活動を推進していくため、住民団体、市民や事業者の意見、要望を反映させる体制を構築し、地域の容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図る。
- ②自治会等の市民団体による集団回収を促進するため奨励金の交付、集積場所や分別収集に資する機材の購入費補助などの支援を行う。
- ③年度ごとに、分別収集計画の記載事項の実績を確認し記録するとともに、令和 10 年度(2028 年)に行う本計画の見直し時に、その記録を基に事後評価を行う。
- ④分別収集・選別保管のコスト削減のため、容器包装の分別収集・選別保管に要する支出額を的確に把握するとともに、支出の削減に向けて必要な措置を講じる。
- ⑤リチウム蓄電池の適切な処理方法に関して定期的に周知を行い、引き続き拠点資源回収場所他 3 カ所(直方市役所環境政策課、可燃物中継所、不燃物中継所)において回収するとともに、分別収集に関しても適宜検討を行う。

---

第 11 期 直方市分別収集計画

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第 8 条第 1 項  
に基づく市町村分別収集計画書

---

発 行 令和 7 年 9 月

発行者 直方市 (上下水道・環境部 循環社会推進課資源循環係)

〒822-8501 福岡県直方市殿町 7 番 1 号

TEL 0949-26-3216 / FAX 0949-26-8737

---

